

令和元年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和元年5月28日(火) 14時00分～15時30分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	波岡 和昭	((株)街NAMI 代表取締役)
副部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学専任講師)
特別委員	島野 治人	((株)根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員	谷 昌幸	(帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター教授)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学地域未来デザイン工学科 助教)
特別委員	金子 ゆかり	(有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	森越 愛
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	浅野 直幸
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事	義煎 航平

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ツルハドラッグ北見美芳東店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「ツルハドラッグ北見美芳東店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から「ツルハドラッグ北見美芳東店」に関する届出について、届出の概要説明及び4月17日に開催した事務的説明内容の再確認を行った。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ 搬入車両の動き方(動線)について

荷捌き施設横にある搬入車両専用の「入口」から入庫し、荷捌き施設において荷捌きを行った後、出入口③から出庫するという流れとなり、当該動線については、警察にも改めて説明を行い、了解を得たところ。また、搬入車両は、1時間に最大1台が荷捌きを行うこととなっており、4t車で約20分、2t車で約10分の荷さばき処理時間となっているため、なるべく混雑を発生させない計画としている。(最大計画で4台/日としており、通常は4台未満となる見込み)店員や搬入業者等の安全確認の徹底はもとより、特に開店時などの繁忙時時には、交通整理員を配置し適切に誘導することにより、来客者の安全確保を図っていくことを確認。

- ・ 冬季堆雪場所について

現在の計画では、従業員5名を予定しており、若干余裕を持って、従業員駐車場及び冬季堆雪場所として、駐車場13台を確保しているところ。指摘のとおり、店舗全体の駐車場面積があまり広くないため、降雪の際は、設置者として、可能な限り早急に、除雪並びに排雪を行い、必要駐車台数の確保に努め、営業に支障のないよう注意することを確認。

- ・ 出入口①の設置に関する考え方について

【設置者の対応経緯を説明】

①北見警察署との協議(H30.11.1)において、「出入口①を南側に移動できないか」という指摘有り。

②北海道警察本部との協議(H30.11.5)において「出入口①の前面は、完全に中央分離帯となっているので、ここを右折入庫することは完全に法律違反＝逆走となるので、ドライバーの心理的に無理に右折入庫することはないと思われ、問題ないのではないか。」というアドバイス有り。

上記協議結果を受け、北見警察署等に相談の上、出入口①の位置について、再検討を行った。出入口①の南側への移動を検討した結果、出入口①の南側近くに立木及び電柱があり、南側から来る車両が入庫する際、視覚的に支障(危険)となるため、移動は難しいとの判断。逆走による入庫の懸念についても検討した結果、出入口の位置変更は難しい状況を受け、現地を再度確認し、中央分離帯から出入口①までの(逆走)距離が一定程度あり、簡単に逆走はできない状況を踏まえ、最善の策ではないものの、逆走を防ぐ手立てとして、右折入庫禁止の看板を設置することで対応する結論となったことを確認。また、設置者の対応経緯を受け、事務局として、R1.5.22(水)に現地確認及び実測を行い、①中央分離帯の始まり(先端)から出入口①中心までの逆走距離は4mほどあり、(完全にできない訳ではないが)常識的には簡単に逆走できない距離との認識。②南側の立木及び電柱の位置を確認し、そもそも出入口①を移動できる距離があまりなく、仮に出入口①を移動した場合でも、やはり、入庫の際に、立木や電柱が妨げとなり、歩行者等が見えにくく危険性があると確認。

以上のことから、設置者としても諸状況を勘案した上で検討しており、大きな問題はないことを確認。

- ・ 来客自動車台数の予測について

指摘を受け、他店舗のレジデータ(購入者数)を確認した結果、全てを確認した訳ではないものの「お客様感謝デー」などの特売日における来客数が、休日の来客数を上回っている状況にあることがわかったところ。今回の届出においては、休日をピークとし算出しており、特売日においても、駐車場の混雑が予想されるため、設置者からは、混雑の状況を把握の上、交通整理員を配置するなど、できる限りの対応策を取っていくことを確認。

イ 質疑、発言

(部会長)

- ・ ただいまの説明について、意見等はないか。

(委員 A)

- ・ 実際に現地確認した上で、これが最善だということは理解した。ただ、「中央分離帯の始まり（先端）から出入口①中心までの逆走距離は4 mほどあり、常識的には簡単に逆走できない距離との認識。」とのことだが、完全に逆走しないとは言い切ることが出来ない歯切れの悪さが気になる。実際問題、逆走は、普段の生活でよく見られること。例えば、中央分離帯部分をポールなどでガードするだけで逆走しにくくなると思う。今後は、できる限りのことを検討し、最善策をとった上で、結論を出して欲しい。開店後も、今回問題となった部分は確認して欲しい。

(委員 B)

- ・ 出入口付近の電柱については、計画の段階で位置を変えようと思えば変えることが出来たと思う。店舗の安全性を考えた場合、今後は、計画の段階から位置を変えるなど対応をしてもらえればと思う。

(事務局)

- ・ 今後問題が発生した場合には適切に対応するよう届出者に伝える。

(部会長)

- ・ 他に発言はないか。なければ、「ツルハドラッグ北見美芳東店」の新設の届出については、「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全員)

- ・ 異議なし。

(部会長)

- ・ それでは、別紙のとおり答申することを決定する。

(2) 「ツルハドラッグ広尾店」(広尾町)の法第5条第1項(新設)の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

(主な質疑)

- ・ 出入口①、②を一つの出入口として中央部分に設置することの可否。不可の場合の設置位置の考え方(経緯)や安全性なども含めた今後の対応について
- ・ 光害対策について

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり